

## いじめを発見するアンテナ

文部科学省の調査で、昨年度のいじめの認知件数が、過去最多の54万件になったことが報じされました。いじめが増えているとの見方もできますが、他方で、いじめの認知の仕方に学校ごとのばらつきがあることを踏まえて、いじめの認知を積極的に進めてきた結果であるとの見方もあります。いずれにせよ、いじめを発見する尺度（ものさし）が大切で、これを一般にいじめを発見する「アンテナ」といっています。

「いじめはどこにでも起こりうる」とよく言われます。子どもたちに聞くと、「いじめはいけないことだ」と答えてくれます。それなのになぜ、「いじめはどこにでも起こりうる」のでしょうか。実は、それは、いじめを受けた子どもと、いじめを行ってしまっている子どもの間の意識のギャップ（差）が大きいからです。いじめをしていると指摘を受けた子どもは出てくる言葉として、「ふさけていただけだ」、「たいしたことじゃない」、「悪気はない」、「向こうもやり返してきた」、「あいつが悪い」などといいわけをすることがあります。でも、それを受けた子はものすごく傷ついている、そんな関係がいじめにはあります。

そうなると、ひどい行為はいじめである可能性が高いといえる反面、些細にみえる行為であってもひどく傷つくことがあります。その意味で、実は、いじめの認知には、行為のひどさは参考にはなっても、行為そのものは当てにはならないということになります。「いじめ」という言葉は、もともと行為を表す言葉です。そんなこともあります。先生もいじめを認知しようとするとき、知らず知らずのうちに行為を見ています。「何を基準にいじめを判断していますか」との問い合わせに、多くの先生は、「受けている子どもの気持ち」と答えつつ、具体的な判断基準としては、「冷やかしやからかい」、「悪口や脅し文句」、「仲間はずれ」、「たたかれたり蹴られたりする」、「嫌な事をやらせる」などと挙げてくれます。

これらは、すべて行為ですね。些細な行為でも、子どもはひどく傷つき、それ故に亡くなってしまう子どもをたくさん見てきました。こうしたいじめを見逃さないためには、それを受けている子どもの「傷つき」に目を向けるアンテナが必要です。

弁護士 野村 武司

## Information

### 事務所案内



#### ●法律相談のご案内

法律に関する問題で困ったことがありますら、お気軽にご相談ください。  
相談は予約制になっております。お電話にてお問合せください。  
相談予定日はホームページでもご案内しております。  
電話番号 048-946-1730  
受付時間 月～金（祝日を除く）  
午前9時30分～午後5時30分  
※法律相談は30分5,500円（税込）です。  
※法テラスの法律扶助制度が利用できます。

#### ●ホームページ更新中

事務所ホームページにて、弁護士費用やご相談の流れなどをご案内しています。法律相談日や事務所主催の学習会の案内などの新着情報も随時更新しています。  
また事務所公式フェイスブックにて日常のちょっとしたことについて弁護士が書き綴っております。ぜひご覧ください。

ホームページも是非ご覧ください。 [\[独協法律\]](#) [\[検索\]](#)

T 340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10 TEL.048-946-1730

■ 東武スカイツリーライン独協大学前駅西口～徒歩3分  
■ 駐車場はございませんのでお近くのコインパーキングをご利用ください。

# 獨協地域と子ども法律事務所

2020.4 vol.13

### CONTENTS

- ◆入所のご挨拶 ◆法教育ワークショップ報告 ◆事務所学習会2019年
- ◆さいたま市スクールロイヤー ◆子どもシェルターの再開に向けて
- ◆いじめを発見するアンテナ ◆インフォメーション（法律相談のご案内）



Photo : Takeshi Nomura

### ご挨拶

獨協地域と子ども法律事務所は、草加市をはじめとする埼玉県東部地域に根ざした法律事務所として、子どもの問題、高齢者や障害者の問題、地域で働き生活する人々の法的な問題に、積極的に取り組んでゆきたいとの思いから設立され、活動を重ねてまいりました。

また、隣接する「獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター」とも連携し、子どもたちの抱える問題解決にも取り組んで来ました。

私たちは、地域で生活する人々、また子どもたちの心強い味方として、ともに問題解決にあたる事務所でありたいと願っています。

一人一人の人権が尊重される社会づくり、憲法の定める平和や人権を、社会のなかで実現することこそ弁護士の原点です。この原点を忘ることなく、所員一同、引き継ぎ奮闘してゆきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

所長 弁護士 柳 重雄

獨協地域と子ども法律事務所

T 340-0041 埼玉県草加市松原1-1-10 TEL. 048-946-1730 FAX. 048-946-1733  
代表弁護士：柳 重雄（埼玉弁護士会所属） URL <http://www2.dokkyo.ac.jp/~lawoffice>

## 入所のごあいさつ

はじめまして、竹内由紀と申します。

平成23年末の弁護士登録以後、都内の事務所に所属しておりましたが、3年間の出産・育児休業を経て、この度、獨協地域と子ども法律事務所へ入所させていただくことになりました。

出産・育児休業中の私の生活は子ども一色で、子どもに関わる楽しさも大変さも身に染みて感じました。世の中のニュースを見ても、虐待、いじめ、少年事件、親権、子どもの貧困などと言ったフレーズに、今まで以上に反応するようになりました。そんな中で、子どもの権利救済等に力点を置くこの事務所で仕事ができることに、とてもワクワクしております。

一般に法律事務所は敷居が高いと言われますが、子ども（本人）や幼い子を抱えた親にとっては尚のことだと思います。その点、この事務所は「子ども」を前面に出し、隣接するリーガルサービスセンターとも連携しており、幾ばくかその敷居が低くなっているのではないでしょうか。そのようなところに、この事務所の魅力を感じています。

前事務所での経験や子育ての経験を生かして、子どもや子どもを取り巻く大人のお力になれればと考えております。どうぞ宜しくお願ひ致します。

弁護士 竹内由紀



## 法教育ワークショップ

### 「目指せ！最強の交渉人」 ～弁護士から学ぶ交渉のピケッ～

2019年度も、獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンター主催の、小学生を対象とした法教育のワークショップに参加させていただきました。弁護士が指導役として参加し、小学生に課題に取り組んでもらうという試みですが、今回のワークショップでは、複数の相談につき、みなさんに代理人（弁護士役）になってもらい、依頼者のために交渉を行ってもらいました。

相談内容は、例えばお小遣いを減らされてしまったため、これを復活させるためにお母さんと交渉をするなど、小学生にとってイメージしやすい事案を用意しました。交渉の際には、依頼者の希望を一方的に要求するだけではなくなかなか上手くいかないため、最初はみなさん苦労していましたが、徐々に上手に交渉することができるようになっていました。

相手の話をよく聞き、相手の要求も理解した上で、お互いに最善の解決策を目指すといった作業は、きっと将来に渡って役に立ちますので、是非今回の経験を活かしていただきたいと思います。

弁護士 鮎田謙一

## 事務所学習会 2019年

当事務所の勉強会は、子どもの関連と地域のお住まいの方に役立つであろうという内容を交互に実施しております。

今年は地域の問題として「相続と税金」についての勉強会を実施しました。これまで、相続は勉強会のテーマとして好評でしたので、もう少し詳細な相続法の改正と税金について、草加の鈴木秀雄税理士にお願いをして実施しました。ただ、少し難しいテーマだと思われたのか、例年よりは参加人数は多くはなかったのですが、鈴木税理士の明るい人柄と、見やすいレジュメが配られ、改正部分だけではなく、相続法全体の内容が税務と絡めて、よく理解できる講義となりました。

2019年及び2020年に施行される相続法改正は、①配偶者居住権、②預貯金の取扱（仮払いを含む）、③遺言制度の簡略化、④遺留分制度の見直し、⑤相続人ではない親族に対する寄与分など、高齢となった夫婦やそれを支える介護者の生活状態や貢献を考えての改正となっており、改正によって新たに利益を得られる場合も想定されます。当事務所では、今回講演をしていただいた鈴木税理士や他の草加近郊の士業（弁護士、税理士、司法書士、行政書士他）とも連携をしながら、皆様のニーズに応える対応を目指していきます。



弁護士 井原正則

## さいたま市スクールロイヤー



昨年8月に、さいたま市のスクールロイヤーに就任しました。

スクールロイヤー制度は、ここ数年で全国的に広がりを見せています。埼玉県内では初の制度です。さいたま市内の行政区（10区）の各区に1人ずつスクールロイヤーが配置されています。私の担当する緑区には、小学校が11校、中学校が6校あります。

さいたま市スクールロイヤーの業務は、主に4つです。

- ・学校（校長、教頭、教員）からの相談
- ・生徒向けいじめ予防授業
- ・教員向け研修
- ・学校の会議に参加して助言

学校内には、いじめ、不登校、学級崩壊、暴力、事故、個人情報保護など様々な問題があります。そして、学校現場を規律する法令は多く、文部科学省の指針・ガイドラインも多数あります。裁判例や第三者委員会の調査報告書もあり、それらも踏まえて、個別のケースごとに学校の対応について意見を述べます。

スクールロイヤーは学校の代理人ではなく、子どもの最善の利益を守るために助言を行います。学校の対

応に問題があれば、対応の改善を求めます。また、保護者から学校に対して要望があれば、学校としてどの様に対応すべきか助言します。

問題を起こしてしまった子どもには様々な背景事情があります。教員だけでは解決できない問題も多くあり、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校内の専門家との連携、そして医療機関、要保護児童対策地域協議会、児童相談所等の外部機関との連携が必要になります。スクールロイヤーは、どの機関との連携が必要であるかも助言します。

問題が生じた際には、早期に対応していくことが非常に重要です。問題がこじれてしまってから対応しても、解決までに時間が掛かり、その間、子ども達が苦しみ続けるからです。

2019年度は、担当区内の小学校10校を訪問し、相談や教員向け研修を実施しました。また、中学校では2校の会議に参加しました。今後、全ての学校を訪問したいです。そして、学校がスクールロイヤーにすぐに相談できる関係を築いていきたいです。

弁護士 川原祐介

## 子どもシェルターの再開に向けて



平成28年8月、埼玉弁護士会子どもの権利委員会の委員有志で、NPO法人子どもセンター・ピッピを設立しました。

そして、平成29年2月から、子どもシェルター（子どものための緊急避難所）の運営を始め、同年4月から、子どもを受け入れてきました。

ピッピの子どもシェルターは、おおむね15歳から20歳未満の女の子を対象とし、これまで、自主財源で運営していたため、定員は2名と少なくしながら、8人の子どもを受け入れてきました。

実際に子どもシェルターの運営を始めてみると、埼玉県内だけではなく、近郊都県からも、子どもシェルターへの入所の問合せが何度もあり、子どもシェルターの必要性を痛感するとともに、子どもたちの今の社会の生きづらさを思うと心苦しくなりました。

子どもたちの支援のためにも、定員の拡大、運営体制の強化などをするために、平成30年12月、子どもたちが退所したこともあり、子どもシェルターを休止しました。

そして、自治体から財政的な補助を受けるため、自立援助ホームとして申請することになり、令和2年4月に子どもシェルターを再開することを目標として、

約1年間、準備期間に入りました。

平成31年春に、事務局長に就任し、主に運営体制の見直しを抜本的に行いました。

子どもシェルターを休止している間も、ほぼ毎月のように子どもシェルターへの入所の問合せがあり、子どもシェルターを必要としている子どもたちへの支援が出来ないこともあります。しかし、ようやく、目標通り、令和2年4月に子どもシェルターを再開することが出来る見通しとなっていました。

この原稿を書いている今も、子どもシェルター再開の準備が佳境を迎えていて、本当に令和2年4月に再開することが出来るかどうか、内心、焦りや不安もたくさんありますが、ピッピ一同、力を合わせて頑張っていきます。

子どもシェルターの再開は、ゴールではなく、あくまでも再スタートなので、改めて気を引き締めながら、子どもたち1人ひとりに寄り添った支援が出来るようにしたいと考えています。

どうか、ピッピの子どもシェルターを応援していただけますと幸いです。

弁護士 久能由莉子